

第一号議案

大分県立高等学校学則の一部改正について
大分県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年三月十二日提出

大分県教育委員会教育長

山田雅文

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則
大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように
改正する。
第二十七条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別表の大分県立別府翔青高等学校の項中

普通科	商業科	グローバル コミュニケーション 科
-----	-----	-------------------------

を

普通科	クロスアカデ ミア科	商業科	ビジネスイ ノベーション 科	グローバル コミュニケーション 科	シ ョ ン 科
-----	---------------	-----	----------------------	-------------------------	------------------

に

改め、同表の大分県立中津南高等学校の項中

普通科	普通科
-----	-----

を

普通科	普通 環境・社会共 生科
-----	--------------------

に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

ネ 県立高等学校の学科改編により、県立別府翔青高等学校にクロスアカデミア科及びビジ
置 スイノベーション学科を、県立中津南高等学校耶馬溪校に環境・社会共生科をそれぞれ設
する とともに、その他所要の改正を行いたいので提案する。

○ 大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行																	
<p>第一条～第二十六条（略）</p> <p>（死亡等の届出）</p> <p>第二十七条 生徒が死亡したときは、その保護者は、死亡届を速やかに校長に提出しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第二十八条～第三十三条（略）</p>		<p>第一条～第二十六条（略）</p> <p>（死亡等の届出）</p> <p>第二十七条 生徒が死亡したときは、その保護者は、死亡届をすみやかに校長に提出しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第二十八条～第三十三条（略）</p>																	
<p>別表（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>大分県立別府翔青高等学校</td> <td>本校別府市</td> <td>全日制（単位制）</td> <td>普通科 クロスアカデミア科 商業科 ビジネスイノベーション科</td> </tr> <tr> <td>大分県立高田高等学校</td> <td>本校豊後高田市</td> <td>全日制</td> <td>普通科</td> </tr> </table>		大分県立別府翔青高等学校	本校別府市	全日制（単位制）	普通科 クロスアカデミア科 商業科 ビジネスイノベーション科	大分県立高田高等学校	本校豊後高田市	全日制	普通科	<p>別表（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>大分県立別府翔青高等学校</td> <td>本校別府市</td> <td>全日制（単位制）</td> <td>普通科 （新設）商業科 （新設）</td> </tr> <tr> <td>大分県立高田高等学校</td> <td>本校豊後高田市</td> <td>全日制</td> <td>普通科</td> </tr> </table>		大分県立別府翔青高等学校	本校別府市	全日制（単位制）	普通科 （新設）商業科 （新設）	大分県立高田高等学校	本校豊後高田市	全日制	普通科
大分県立別府翔青高等学校	本校別府市	全日制（単位制）	普通科 クロスアカデミア科 商業科 ビジネスイノベーション科																
大分県立高田高等学校	本校豊後高田市	全日制	普通科																
大分県立別府翔青高等学校	本校別府市	全日制（単位制）	普通科 （新設）商業科 （新設）																
大分県立高田高等学校	本校豊後高田市	全日制	普通科																

大分県立安心 院高等学校		大分県立中津 南高等学校			
本 校		耶馬溪校	本 校		
宇 佐 市	(略)	中 津 市	中 津 市	(略)	
全 日 制		全 日 制	全 日 制		
普 通 科		生科 環境・社会共 通科	普 通 科		グ ロ ー バ ル コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 科

大分県立安心 院高等学校		大分県立中津 南高等学校			
本 校		耶馬溪校	本 校		
宇 佐 市	(略)	中 津 市	中 津 市	(略)	
全 日 制		全 日 制	全 日 制		
普 通 科		(新設) 普 通 科	普 通 科		グ ロ ー バ ル コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 科

大分県立高等学校学則の一部改正の概要

1 規則の概要

県立高等学校の運営に関して必要な事項（学校の名称、位置等）を定めるもの

2 改正理由

県立高等学校の学科改編により、県立別府翔青高等学校にクロスアカデミア科及びビジネスイノベーション科を、県立中津南高等学校耶馬溪校に環境・社会共生科をそれぞれ設置するとともに、その他所要の改正を行うもの

3 主な改正内容

学科の設置について、別表の改正を行うもの

学 校 名	新 設	令和8年度～
大分県立別府翔青高等学校	クロスアカデミア科 ビジネスイノベーション科	普 通 科 クロスアカデミア科 商 業 科 ビジネスイノベーション科 グ ロー バ ル コミュニケーション科
大分県立中津南高等学校 耶馬溪校	環 境 ・ 社 会 共 生 科	普 通 科 環 境 ・ 社 会 共 生 科

※ 大分県立別府翔青高等学校普通科及び商業科並びに大分県立中津南高等学校耶馬溪校普通科は、令和8年度から募集停止とし、令和9年度末をもって、廃止するものとする（同年度末に規則改正予定）

4 施行期日

令和8年4月1日